

## 令和7年度(2025年度)指導監査における主な指導内容

(法人)

### 現況報告書について

種別	主な指摘内容
法人	<p>&lt;現況報告書で公表する理事の報酬等の総額について&gt; 現況報告書で公表する理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表すること。 ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表して差し支えないため、その場合は「特例有」と併記すること。</p>

### 登記について

種別	主な指摘内容
法人	<p>&lt;法人登記について&gt; 理事長選任の登記及び令和6年度末現在の資産の総額に関する登記について、代表者の登記は選任の日から2週間以内に、資産の総額に関する登記は毎事業年度末日現在により、当該末日から3月以内に登記をすること。</p> <p>&lt;登記事項の変更について&gt; 理事長の登記について、重任であっても変更が生じた（理事長を選任した）日から2週間以内に届け出ること。</p>

### 理事会の決議事項及び評議員会の招集、開催について

種別	主な指摘内容
法人	<p>&lt;理事会の決議事項及び評議員会の招集、開催について&gt; 評議員会の招集については、理事会の決議により開催日時、場所、議案の概要等を定め、評議員会の1週間（中7日間）前までに通知すること。ただし、定時評議員会については、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（社会福祉法第45条の32第1項）との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上の間隔を確保すること。</p>

### 評議員の選任について

種別	主な指摘内容
法人	<p>&lt;評議員選任解任委員会について&gt; 評議員選任解任委員会の構成員として、理事である園長が選任されていた。理事は、評議員の選任又は解任をすることはできないので、評議員選任解任委員会の構成員は、理事ではない者とする。</p> <p>&lt;評議員の選任について&gt; 評議員選任の際、定款に定められた選任解任委員会を開催せず、評議員会において選任を行っていた。評議員選任は定款に定められた方法により選任を行うこと。</p>

## 理事長に対する職務執行状況の報告について

種別	主な指摘内容
法人	<理事長の理事会に対する職務執行状況の報告について> 理事長の理事会に対する職務執行状況の報告について、定款に則り毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上行い、議事録に残すこと。

## 監事の選任について

種別	主な指摘内容
法人	<監事の選任に関する監事の同意について> 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、在任監事の過半数の同意が必要だが、欠席した監事の同意が確認できないため、必要な同意数に達しているか判断ができない。欠席が見込まれる場合は、事前に同意書を徴取すること。

## 評議員会の議事録について

種別	主な指摘内容
法人	<評議員会の議事録について> 評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。 開催された評議員会と同様に、評議員会の決議を省略した場合の議事録についても、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。 評議員会の議事録署名人について、議事録署名人2名が記名押印しているが、定款では出席した評議員及び理事が署名すると定められている。定款に則って対応すること。

## 評議員の適格性について

種別	主な指摘内容
法人	<評議員の適格性について> 評議員のうち評議員会を2回以上続けて欠席している者がいる。法人は、評議員が出席できるように評議員会の日程を調整し、出席を促すこと。調整後も評議員会への欠席が継続する場合は、出席できる者に評議員を交代すること。

## 評議員、役員任期について

種別	主な指摘内容
法人	<評議員、役員任期について> 前任の評議員、役員が辞任に伴い、新たに就任した評議員、役員任期を定款の定めがないまま辞任した前任者の残任期間を任期としているが、定款に則った任期とすること。なお、前任者の残任期間までの任期としたい場合は、その旨を定めた定款に変更すること。 評議員の任期については、「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と定められているが、令和6年4月1日付で発出された評議員の辞令では、任期が「令和6年4月1日から令和10年3月31日まで」と記載されており、法令上の定めと一致していない。法令に則った任期とすること。 併せて、本件については評議員会において報告を行い、法人内での認識の統一を図ること。

## 報酬等支給基準について

種別	主な指摘内容
法人	<p>&lt;役員報酬等支給基準及びその公表について&gt;                      役員報酬等については、定款において「評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額」とされているものの、その「別に定める総額の範囲」、「別に定める報酬等の支給基準」が定められていない。そのため、役員が無報酬である場合であっても、定款に「役員は無報酬とする」ことを記載するか、報酬等の支給基準を別途定め、その中で無報酬であることを記載すること。                      なお、定めた報酬等の支給基準については、インターネットの利用により公表すること。</p> <p>&lt;役員等費用弁償規程について&gt;                      理事会等へ出席した役員及び評議員への金銭の支給について、その支給根拠となる費用弁償規程が確認できなかった。費用弁償規程を定款に則り定めること。</p>

## 理事の適格性について

種別	主な指摘内容
法人	<p>&lt;理事の適格性について&gt;                      理事のうち理事会を2回以上続けて欠席している者がいる。法人は、理事が出席できるように理事会の日程を調整し、出席を促すこと。調整後も理事会への欠席が継続する場合は、出席できる者に理事を交代すること。                      法人の理事の中に、法人が設置している施設の管理者が含まれていない。施設長を理事に含めること。</p>

## 理事長の専決について

種別	主な指摘内容
法人	<p>&lt;理事長専決事項について&gt;                      日常の業務として理事会が定める理事長が専決できる事項について明文化されたものが出てこなかった。明文化されたものが無ければ理事長専決事項を作成すること。</p> <p>&lt;理事長専決手続の不履行について&gt;                      理事長専決事項の上限額を超える工事の指名業者の選定が、理事会で決定されていない。理事長専決事項にあたらなため、適切に事務処理を行うこと。</p>

## 理事会の議事録について

種別	主な指摘内容
法人	<p>&lt;理事会の議事録署名人について&gt;                      理事会の議事録署名人について、出席した理事が記名押印しているが、定款では出席した理事長及び監事が記名押印すると定められている。定款に則って対応すること。</p> <p>&lt;理事会の議事録について&gt;                      理事長の理事会に対する職務執行状況の報告について、定款に沿って行っているとのことだが、議事録にその記載がない。理事会で報告及び審議されたことについては、議事録に記録を残すこと。</p>